

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No. 1
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 弁護士 福田 政之
 長島・大野・常松法律事務所
 【氏名又は名称】(3)
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
 【報告義務発生日】(4) 平成17年3月28日
 【提出日】 平成17年4月7日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
 【提出形態】(5) その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社千年の社
会社コード	1757
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪証券取引所第2部
本店所在地	大阪府大阪市淀川区宮原区一丁目16番43号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ローデス・インベスターズ (Rhodes Investors)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 ビー・オー・ボックス2681GT、ハッチンズ・ドライブ、クリ ケット・スクエア、センチュリー・ヤード
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】 該当なし

③ 【法人の場合】

設立年月日	2004年11月12日
代表者氏名	ブラッドフォード・キャズウェル (Bradford Caswell)
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資業務

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 福田 政之 長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】 (9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券 (株)	300		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 300	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 300		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月28日現在)	S 22,316,726
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	8.98%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成17年2月25日	普通株	2,003,000	取得		164
平成17年3月28日	普通株	26,800	取得		
平成17年3月28日	普通株	1,003,000	処分	ドイツ銀行AG ロンドン支店	255
平成17年3月28日	普通株	1,000,000	処分	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	252
平成17年3月28日	普通株	26,500	処分	市場内取引のため相手方不明	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	49
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	該当なし
取得資金合計(千円)(T+U+V)	49

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

POWER OF ATTORNEY

I, Bradford Caswell, a director of **RHODES INVESTORS**, a corporation organized and existing under the laws of the Cayman Islands with its principal office at Century Yard, Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681 GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (the "Company"), **DO HEREBY CONSTITUTE AND APPOINT MR. MASAYUKI FUKUDA, AN ATTORNEY OF NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU**, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, a resident of Japan, as the Company's true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, for the following purposes: to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") in connection with acquisition, holding and disposition of securities issued by SENNENNOMORI Inc.; and to do any and all acts that said agent and attorney-in-fact deem necessary or appropriate in relation to the filing of such Reports.

This Power of Attorney shall become effective as from the 2nd day of March, 2005 and shall remain in full force and effect unless otherwise revoked by the Company.

EXECUTED AS A DEED by its duly authorized Director this 2nd day of March, 2005.

For and on behalf of:

RHODES INVESTORS



Bradford Caswell, Director

SEAL



[訳 文]

委 任 状

ケイマン諸島法に準拠して設立され、存続し、英領西インド諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ピー・オー・ボックス2681GT、ハッチンズ・ドライブ、クリケット・スクエア、センチュリー・ヤードに本店を有するロードス・インベスターズ（「当社」）のディレクターである私、ブラッド・キャズウェルは、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在の長島・大野・常松法律事務所の弁護士であり、日本国の居住者である福田政之氏を、復代理を選任した解任する完全な権限を有する、当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、株式会社千年の杜発行の証券の取得、保有および処分に関し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出に関して同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

本委任状は、2005年3月2日より効力を有し、当社が別途取消さない限り効力を有するものとする。

2005年3月2日付けで、正当に授權されたディレクターにより証書として作成された。

ロードス・インベスターズを代表して

[署 名]

ブラッドフォード・キャズウェル、ディレクター

上記正訳致しました。
弁護士 福田 政之

